

令和元年度 第2回児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所連絡会 会議録

| | | |
|-----|---|----|
| 日 時 | 令和元年9月20日(金) 10:00~12:00 | 司会 |
| 場 所 | 厚木市保健福祉センター5階 視聴覚室 | 書記 |
| 出席者 | 厚木市児童発達支援センター「ひよこ園」、なのはな栄町、なのはな、子ども発達支援あさひ学苑厚木校・IT校、児童発達支援おひさま、児童デイサービスくれよん、きらりは一と、きらりは一と妻田、スローバラード、ポッシブ厚木旭町ルーム、ポッシブ厚木さんだルーム、どろんこランド、放課後等デイサービスモミの木ハウス、デイルームとんとん、課後等デイサービスルピナス、あゆっこ中依知教室、わくわくクラブ、りずむは一と、りずむは一と妻田西、放課後等デイサービスころころ、福祉総務課(療育相談センター「まめの木」)、障がい福祉課 事務局 厚木市障がい者基幹相談支援センター 障がい福祉課 | |

内容

| |
|--|
| <p>1 開会</p> <p>会長(あさひ学苑)挨拶 連絡会会長を後任に引き継ぎたいと考えている。 自薦、他薦問わないので、引き受けてくださる方がいれば、事務局まで連絡してほしい。</p> <p>2 案件</p> <p>(1) 学校と関係機関とのケース会議について (説明:障がい福祉課、福祉総務課(療育相談センター「まめの木」))</p> <p>【障がい福祉課】 厚木市障がい者福祉計画(第5期)では、「一貫した療育支援体制の確立」を1つの施策として展開している。また、文部科学省と厚生労働書連名で発出された通知「教育と福祉の一層の連携等の推進について」において示されている、「学校と障害児通所支援事業所との連携の強化」として、学校と関係機関とのケース会議の開催にあたっての要請方法など今後の取組について、療育相談センター「まめの木」から説明をお願いしたい。</p> <p>【療育相談センター「まめの木」】 障害のある子どもが乳幼児期から学校卒業後まで一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築が求められている。一貫した支援体制の構築には教育、福祉、保健、医療、保育の連携が不可欠であり、学齢児においては「教育と福祉の連携」が特に重要であることから、この度、教育と福祉が連携し、関係機関での互いの情報共有の充実を図るために学齢相談のケース会議のフローチャートを作成した(別添資料参照)。 保護者同意のもとに、ケース会議が必要だと判断されたら、事業所から教育指導課に連絡を入れて、「○●小学校△年生の□■さんのケース会議を開きたい」と伝える。</p> |
|--|

教育指導課は、学校に事業所からケース会議開催の要請があったことを伝え、学校側の窓口となる担当者を確認後、事業所に学校側の担当者名を伝えるので、事業所は、その担当者と直接日程の調整を行う。

なお、直接学校に連絡したほうが早い場合や、既に直接学校と連絡できている事業所は、教育指導課を通す必要はない。ゆくゆくは、気軽に連携できる関係性を目指していきたい。

このフローチャートは、「教育と福祉の連携」を目的として作成したもののため、その他の機関（幼稚園・保育所や医療機関、習い事や塾など）については、直接連絡してほしい。

【障がい福祉課】

この取組は、学校と連携がしづらいついた声を受け、「まめの木」から何とかできることをしたいと提案があり、教育委員会と協議を重ねて8月の小中校長会にて説明することができた。

事業所からケース会議の依頼があった場合は、可能な限り協力いただくよう、学校側からの了解も得られたので、放課後等デイサービス事業所の皆様にも説明を行いたく、連絡会を開催した。

事業所の皆様に伝えたい内容は、先ほどの説明の繰り返しになるが、

- ・ケース会議の開催が必要になったときは、「教育指導課」又は直接学校に連絡し、学校の担当者が分かりしだい、開催について文書にて依頼すること。
- ・関係機関との情報共有について保護者から同意をとること。
- ・学校からケース会議の依頼があった場合、可能な限り協力してほしいということ。である。

なお、校長会において、教育指導課が学校に話していたこととして、トラブルを未然に防ぐために、

- ・ケース会議を開催する際には、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ケース会議で話し合われた内容は保護者に丁寧に説明すること。
- ・学校と事業所とで保護者への報告内容が食い違わないよう、ケース会議の中であらかじめ共有しておくこと。
- ・開催したケース会議の記録を残すこと。が重要であると思われる。

厚木市の「一貫した療育支援体制の確立」に向けて、教育と福祉の連携が進むよう、皆様の御協力をお願いしたい。

質疑応答

Q 事業所から学校へ、また、学校から事業所へ両方からケース会議の要望が可能になるとの認識でよいか。

A その認識でよい。そのように校長会にて説明し、了承を得ている。

Q 窓口となる担当者とは誰を想定しているか。支援級在籍児の場合、支援の担任のみか。必要に応じて、コーディネーターや校長先生など担任以外の先生方にも出席してもらいたいが可能か。

A 出席して欲しい先生の希望があれば、要請時に教育指導課、又は学校へ相談してもらいたい。

Q 教育支援計画をたてるにあたって、関係機関と連携を取るよう言われているが、厚木市としてはどの程度進んでいるのか。

A 学校としても関係機関とどのように連携を図ればよいかわからない状態であったと思うが、今回、関係機関と連携がとれる仕組みが出来たため、学校としても連携が取りやすくなったという声を聞いている。

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス合同事業所説明会の振り返り

リーダー（わくわくクラブ）より

各事業所の皆さんがやさしく一緒にやらせてもらえて良かった。想像より、参加者が多かった。お子さんも一緒に参加している方も見受けられた。各事業所の様子も伺えたことで、少しだが、横の繋がりができたように感じた。

意見交換など（質問に対する回答は、事務局が対応）

- ・来てくださった方の人数に対応できる職員配置になっていなかった。
- ・初回であったため、色々な課題があると思うが、今後も継続して行い、ブラッシュアップしていければいいのではないか。
- ・アンケート結果を見ると直前に知った方もいたようだ。また、どこの事業所から回ったらよいか悩まれていた方も見られたので、周知や案内方法などについての検討が必要だと感じた。

Q. 今回の周知はどう行ったのか。

A. 広報あつぎへの掲載、厚木市あゆコロちゃん Facebook への掲載、各事業所でのチラシの配布、まめの木、障がい福祉課の窓口にてチラシの掲示・配布、市内小中学校支援級の児童・生徒への配布を行った。説明会を継続するのであれば、周知の方法を検討していきたい。

- ・サービスの利用がない方からの相談もあった。放課後等デイサービスとは何かという説明から行ったので時間がかかってしまったので、制度の説明を行うブースを別途設けてはどうか。
- ・一覧表を事前に保護者の方が確認できるようにすることで、当日説明を聞きたい事業所を決めてから参加できるので、スムーズに回ることが出来るのではないか。

Q. 今回の説明会の目的は何だったのか。

A. 企画の段階から伝えていたとおり、今回の説明会の開催目的は、保護者に放課後等デイサービス、児童発達支援サービスの事業所を知ってもらい、お子さんに適した療育とのマッチングの場になることである。今後も続けて開催することが大切だと思う。

(3) その他

- ・ポッシブさんだルームより

令和元年 10 月 15 日より住居表示が変わる。厚木市三田 3 丁目 27 番 3 号へ変更。

・厚木市より

「卒業後の第3の居場所を考える会」について

先日、伊勢原市の放課後等デイサービス事業所を利用している保護者の方々が立ち上げ「卒業後の第3の居場所を考える会」との意見交換を行った。話を伺ったところ、生活介護などの日中活動系サービス利用後の「個人的活動」にあたる場所に、日中一時支援事業を使いたい、市内の放課後等デイサービス事業所に日中一時支援事業所も併設するよう、市からお願いしてほしいとの要望であった。

本市では、日中一時支援事業所を主たる通所先と位置付けていないため、事業所に対し、市から併設のお願いはできないが、会のリーフレットを配布し、活動内容を説明させていただくこととなった。

日中一時支援事業の併設の可否については、事業所によって状況が違うと思うが、この会の保護者の方々から事業所に相談があった際には、可能な範囲で、話を聞いていただきたい。

・あさひ学苑より

当事業所でも居場所についての相談があり、フリースペースを実施している。また、各市町村において、同様の実態があるとの話を聞く。

・くれよんより

学童クラブと放課後等デイサービス事業所との連携も重要だと思っているが、縦割りになってしまっているため、連携を図ることが難しいと感じている。当連絡会において、学童クラブと放課後等デイサービス事業所との連携についても、検討していただきたいと感じている。

・事務局より

10/11 開催支援者養成研修（講師：重症心身障害者施設長）案内
第二回医療的ケア児等支援者養成研修について案内

以 上